

參考資料

1

佐久市環境基本条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 110 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）

第 2 節 基本的施策（第 8 条—第 19 条）

第 3 節 施策の推進体制（第 20 条）

第 3 章 佐久市環境審議会（第 21 条—第 25 条）

第 4 章 雑則（第 26 条）

附則

私たちのまち佐久市は、浅間・荒船・八ヶ岳・蓼科の雄大な山なみと、千曲の清流とが織り成す豊かな風土と歴史に恵まれた、美しい高原のまちである。

私たち市民は、この自然を愛し、自然と共に暮らし、様々な文化や産業を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさと便利さをもたらした一方で身近な自然の減少など環境の悪化を招き、さらにはすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、豊かな自然の恵みとその自然がもたらす健全な環境を享受するとともに、この環境を次世代に引き継いでいくため、自然と人との共生できる社会をつくりあげていく必要がある。

こうした考え方に立ち、良好な自然環境と健全な社会環境の保全及び創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、自然と人との共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続

的發展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。

- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 森林、農地、水辺地等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい景観及び地域特性をいかした人に潤いと安らぎを与える快適な環境を創造すること。
- (4) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組が促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全等に取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等について基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第21条に規定する佐久市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制的措施)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措施)

第11条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境の保全等に資する活動を行う意欲が増進されるよう環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進

するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する協力)

第 19 条 市は、地球環境の保全に資する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(施策の推進体制の整備)

第 20 条 市は、事業者及び市民の協力の下に、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 佐久市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、佐久市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 22 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。この場合において、委嘱する委員は、環境の保全に関し識見を有する者を含まなければならない。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 24 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 25 条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の事務について委員及び専門委員を補佐する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市環境基本条例（平成 13 年佐久市条例第 11 号）、自然との共生を旨とする臼田町条例（平成 11 年臼田町条例第 18 号）、自然との共生を旨とする臼田町条例施行規則（平成 11 年臼田町規則第 17 号）又は臼田町環境審議会条例（平成 11 年臼田町条例第 19 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2

佐久市環境審議会委員名簿

諮問時（順不同、敬称略）

役職	氏名	所属団体等
会長	白井 汪芳	長野大学 理事長
副会長	岩間 正康	環境カウンセラー
	平林 公男	信州大学繊維学部 教授
	征矢野 あや子	佐久大学看護学部 教授
	池田 雅子	NPO法人生物多様性研究所あーすわーむ研究員
	加藤 三喜夫	自然エネルギー佐久地域協議会 会長
	小野澤 厚史	NPO法人山遊楽舎 代表
	佐藤 文一	草友会 代表
	浅沼 博	佐久浅間農業協同組合 代表理事副組合長
	中川 正人	佐久商工会議所 副会頭
	木内 拓郎	佐久森林組合 筆頭理事
	森角 和士	佐久青年会議所 理事長
	荻原 一彦	佐久市区長会理事 中佐都地区区長会長
	工藤 隆一	佐久市衛生委員会 会長
	佐々木 みち子	佐久市男女共生ネットワーク 会員
	木内 希抄彦	公募委員
	奥村 佳絵	公募委員
	青森 淳	佐久地方事務所 環境課長

答申時（順不同、敬称略）

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	平林 公男	信州大学繊維学部 教授
副会長	岩間 正康	環境カウンセラー
	征矢野 あや子	佐久大学看護学部 教授
	池田 雅子	NPO法人生物多様性研究所あーすわーむ研究員
	加藤 三喜夫	自然エネルギー佐久地域協議会 会長
	小野澤 厚史	NPO法人山遊楽舎 代表
	佐藤 文一	草友会 代表
	沖津 博人	長野県地球温暖化防止活動推進員
	神津 直子	佐久浅間農業協同組合 理事
	中川 正人	佐久商工会議所 副会頭
	木内 拓郎	佐久森林組合 筆頭理事
	森角 和士	公益社団法人佐久青年会議所 理事長
	荻原 一彦	佐久市区長会理事 中佐都地区区長会長
	小玉 栄一	佐久市衛生委員会 会長
	美斉津 望	佐久市男女共生ネットワーク会員
	工藤 孝一	公募委員
	青木 幸子	公募委員
	都井 久子	公募委員
	松田 賢二	公募委員
	滝沢 朝行	佐久地域振興局 環境課長

3 策定経過

1 佐久市環境審議会

開催日	内容
平成 29 年 2 月 14 日	策定方針、スケジュールの審議 市民・事業者アンケート結果報告
平成 29 年 5 月 29 日	諮問、骨子案の審議
平成 29 年 8 月 28 日	素案の審議
平成 29 年 12 月 20 日	計画案・答申案の審議
平成 30 年 1 月 25 日	答申

2 佐久市議会

開催日	会議等	内容
平成 29 年 11 月 28 日	全員協議会	素案の説明

3 庁内会議

開催日	会議等	内容
平成 29 年 4 月 18 日	企画調整幹事会	骨子案の協議
平成 29 年 4 月 25 日	企画調整委員会	骨子案の協議
平成 29 年 11 月 8 日	企画調整幹事会	素案の協議
平成 29 年 11 月 15 日	企画調整委員会	素案の協議
平成 30 年 2 月 13 日	部長会議	計画案の協議

4 アンケート・パブリックコメント・ワークショップ

開催日	会議等	内容
平成 28 年 8 月 12 日 ～9 月 2 日	市民・事業者ア ンケート	市の環境、生物多様性、地球温暖化対策の取 組など (調査対象) 市民：市内在住の20歳以上の男女1,500人 事業者：市内にある200の事業者
平成 29 年 4 月 22 日	ワークショップ ①	重点的に取り組むべき分野、環境活動に参加 できる仕組み・工夫・アイデアなど (参加者：16人)
平成 29 年 5 月 31 日 ～6 月 16 日	パブリック コメント①	骨子案への意見募集
平成 29 年 7 月 22 日	ワークショップ ②	重点的に取り組むべき分野、環境活動に参加 できる仕組み・工夫・アイデアなど (参加者：22人)
平成 29 年 9 月 4 日 ～9 月 29 日	パブリック コメント②	素案への意見募集
平成 29 年 11 月 29 日 ～12 月 12 日	パブリック コメント③	素案への意見募集

4 諮問

29 佐環第 37 号

平成 29 年 5 月 29 日

佐久市環境審議会

会長 白井 汪芳 様

佐久市長 柳田 清二

第二次佐久市環境基本計画の策定について（諮問）

佐久市環境基本条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、第二次佐久市環境基本計画の策定について諮問します。

【主旨】

本市では、平成 20 年 3 月に 10 年間を計画期間とする、「佐久市環境基本計画」を策定し、本市の環境の保全を総合的かつ計画的に進め、自然と人が共生できる社会の構築に取り組んでいるところであります。

こうした中、現行の環境基本計画の計画期間が平成 29 年度に終了することから、次期計画となる「第二次佐久市環境基本計画」を策定するため、佐久市環境基本条例第 21 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

5 答申

29 佐環審第 1 号

平成 30 年 1 月 25 日

佐久市長 柳田 清二 様

佐久市環境審議会

会長 平林 公男

第二次佐久市環境基本計画の策定について（答申）

平成 29 年 5 月 29 日付け 29 佐環第 37 号で諮問のありました「第二次佐久市環境基本計画」の策定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりまとめましたので、答申します。

なお、市民目線又は専門的な見地から、多くの意見が出されましたので、今後の各施策の取組みに反映し、環境施策推進のため、市民・事業者・行政による協働のもと、佐久市の環境保全に向けた取組みが進められることを要望します。

詳細については、市当局において検討の上、計画を樹立してください。

6 達成目標一覧

基本目標	指標	目標値 (R9 年度)	指標の解説
安心・安全社会の実現	一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	・大気汚染防止法第 22 条に基づく大気汚染状況の常時監視に係る大気汚染物質の濃度で、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
	自動車騒音環境基準達成率	96%	・騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音状況の常時監視に係る自動車騒音レベルで、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
	公共用水域(河川)BOD 環境基準達成率	100%	・河川における有機物による水質汚濁レベルが、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
	保全が必要な水資源保全地域の指定	100%	・県内の水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域
自然共生社会の実現	「生物多様性」の認知状況	50%	・佐久市の環境についてのアンケート調査において、「生物多様性」について「言葉を知っており、意味もよく理解している」、「言葉を知っており、概ね意味を理解している」と回答した市民の割合
	緑の環境調査での指標生物種報告件数	1,500 件 (累計)	・「緑の環境調査」において指標生物種 (11 種) についての延べ確認・報告件数
	特定外来生物 (植物) 生育分布地点数	200 箇所	・特定外来生物 (植物) の生育が確認された地点数
低炭素社会の実現	佐久市域から排出される温室効果ガス総排出量	526 千 t-CO ₂	・佐久市全域の日常生活や経済活動などに伴い、排出される温室効果ガスの総排出量
	市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量	16,650 t-CO ₂	・佐久市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 策定時に設定された市の事務事業に伴い、排出される温室効果ガスの総排出量

	市内の自然エネルギーを用いた電力自給率	23%	・市内の総消費電力量に対する、自然エネルギーなど対外的な資源に頼らないエネルギーを用いた発電電力量の割合
循環型社会の実現	一般廃棄物の排出量	22,086 t/年	・佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定時（平成27年3月策定）に設定された一般廃棄物の年間総排出量
	市民1人1日当たりのごみ排出量	616.5 g/人・日	・佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定時（平成27年3月策定）に設定された年間の総排出量を計画収集人口で除した値
	リサイクル率	24.5%	・佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定時（平成27年3月策定）に設定された総資源化量を総排出量（自家処理量を除く）で除した値
環境保全活動の拡大	「わが家のエコ課長」フォローアップ事業実施回数	8回/年	・「わが家のエコ課長」フォローアップ事業による環境教育講座の開催回数
	自然観察会、自然保護活動の開催回数	10回/年	・野鳥観察会、植物観察会などの自然体験活動講座の開催回数
	市民ワークショップの開催回数	3回/年	・第二次佐久市環境基本計画の実施、市民・事業者・行政の協働についての検討に係るワークショップ開催回数
	佐久市生涯学習リーダーバンクの環境分野への登録数	10名	・佐久市生涯学習リーダーバンクに登録されている環境分野の登録者数

7 温室効果ガス排出量の算定方法



市の温室効果ガス排出量の算定方法

部門	区分	算定方法
エネルギー 転換部門	電気事業者	—
	ガス事業者	—
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、農林水産業全体のCO ₂ 排出量を、「耕地面積」(農林水産統計年報：関東農政局)を使って按分 農林水産業CO ₂ 排出量(佐久市) ＝農林水産業全体のCO ₂ 排出量(長野県)×耕地面積(佐久市)／耕地面積(長野県)
	建設業・ 鉱業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、建設業・鉱業全体のCO ₂ 排出量を、「都道府県別、市区町村別、用途別(大分類)／建築物の数、床面積、工事費予定額」(建築着工統計調査(年計)：国土交通省)を使って按分 建設業・鉱業CO ₂ 排出量(佐久市) ＝CO ₂ 排出量(長野県)×「床面積の合計」(佐久市)／「床面積の合計」(長野県)数
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、製造業全体のCO ₂ 排出量を「製造品出荷額等」(工業統計：経済産業省)を使って按分。 製造業CO ₂ 排出量(長野県) ＝製造業全体のCO ₂ 排出量(長野県)×製造品出荷額等(佐久市)／製造品出荷額等(長野県)
民生部門	家庭	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)を使って按分。 民生家庭部門CO ₂ 排出量(長野県) ＝民生家庭のCO ₂ 排出量(長野県)×世帯数(佐久市)／世帯数(長野県)×
	業務	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、「業務系床面積」(固定資産税概要調書：総務省、佐久市)を使って按分。 民生家庭部門CO ₂ 排出量(佐久市) ＝民生業務他CO ₂ 排出量(長野県)×床面積(佐久市)／床面積(長野県)
運輸部門	自動車	・旅客自動車 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の長野県データから、「自動車保有台数」(長野県統計年鑑)を使って按分。 旅客自動車CO ₂ 排出量(佐久市) ＝旅客自動車CO ₂ 排出量(佐久市)×旅客自動車保有台数(佐久市)／旅客自動車保有台数(長野県)

部門	区分	算定方法
運輸部門	自動車	<p>・貨物自動車</p> <p>「総合エネルギー統計：エネルギーバランス表（簡易表）」（資源エネルギー庁）の全国データから、「自動車保有台数」（長野県統計年鑑）を使って按分。</p> <p>貨物自動車 CO₂ 排出量（佐久市） = 貨物自動車 CO₂ 排出量（全国）× 貨物自動車保有台数（佐久市） / 貨物自動車保有台数（全国）</p>
	鉄道	<p>「鉄道統計年報」（国土交通省）から、北陸新幹線、JR 小海線の JR 東日本の営業キロに占める市内営業キロを用いて、JR 東日本の電力消費量、軽油消費量を按分。</p> <p>鉄道部門排出量（佐久市）= JR 東日本の消費電力及び軽油消費量 × JR 小海線の市内営業キロ / JR 東日本の全線営業キロ</p>
	航空・船舶	—
廃棄物部門	一般廃棄物	<p>「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）から、佐久市クリーンセンターの年間処理量、水分率、廃プラスチック類等のごみ組成に応じて推計</p>



市の事務事業の温室効果ガス排出量の算定方法

区分	算定方法
一般事務事業からの総排出量	全部署および上下水処理施設を除く全公共施設、公用車の電力、各燃料の使用量に該当する排出係数を乗じて算出
上下水処理に伴う総排出量	上下水の処理に関わる電力、各燃料の使用量に該当する排出係数を乗じて算出

8 用語集

【あ行】

アイドリング・ストップ（運動）

自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングをできるだけやめようという運動。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果がある。

安心・安全社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

石綿

アスベストともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、省エネやごみ減量など、環境に配慮して生活すること。

エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画で、エネルギー政策基本法第12条の規定に基づき政府が作成する。平成26年に第4次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新たに追加している。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等の様々な種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

屋上緑化

ヒートアイランド現象の対策。建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「グリーンカーテン」と呼ぶ。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画で、平成24年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次環境基本計画』では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」などの9つの重点分野、「震災復興、放射性物質による環境汚染対策」を掲げている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

京都議定書

平成 9 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）」において採択された議定書。平成 17 年 2 月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成 13 年には国等によるグリーン調達促進を定める、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されている。

グリーンコンシューマ

環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者をいう。環境に配慮した製品をあえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれる有用資源の再資源化を促進するために制定された法律。使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物適正処理を図ることで、循環型社会形成を推進することとしている。

固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念

資源化率

家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合。例えば、粗大ごみや不燃ごみは、リサイクルセンターで破碎処理をし、様々な破片に分解したあと、物質の種類ごとに分別・集約し、それをまとめて原材料として市場へ循環させる。多くの「ごみ」は資源化が可能である。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための計画。『第三次循環型社会形成推進基本計画』においては、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取り組み強化、3 R 国際協力の推進等を新たな政策の柱とした。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は 500 万トン～800 万トンとされ、我が国におけるコメの年間収穫量（平成 24 年約 850 万トン）に匹敵し、日本人 1 人あたりに換算すると、「おにぎり約 1～2 個分」が毎日捨てられている計算になる。

親水・親水空間

親水とは、河川、湖沼などへ近づいて散歩したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられている。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81指標）を設定している。また、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

創エネ

エネルギーを生産すること。エネルギーを節約する（省エネ）だけではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響のおそれがある。

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成28年5月閣議決定。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

低公害車

窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

国土交通省、経済産業省及び環境省が平成13年7月11日に策定した「低公害車開発普及アクションプラン」において、実用段階にある低公害車は、天然ガス自動車(CNG自動車)、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車とし、次世代低公害車は、燃料電池自動車、技術のブレークスルーにより新燃料あるいは新技術を用いて環境負荷を低減する自動車として定義付けている。政府としては、これらの低公害車の開発・普及を積極的に推進することとしている。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素(CO₂)排出量の削減を実現した社会のこと。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。

「動物由来感染症」は、世界保健機構(WHO)で確認されているだけでも200種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。

感染する病原体(ウイルス、細菌、寄生虫など)によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

【な行】

燃料電池自動車

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る車を指す。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要

パリ協定

平成27年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ビオトープ

本来は、生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指している場合もある。

このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表の被覆の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

フードバンク事業

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業

【ま行】

まちの低炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO₂）を抑制するまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の低炭素化、都市のエネルギーシステムの低炭素化を指す。また、二酸化炭素の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素の排出を抑制するまちづくりのこと。

水循環基本計画

水循環基本法第 13 条に基づいて、我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画で、国内の水循環に関する施策の基本となる計画。平成 27 年 7 月閣議決定

水循環基本法

水循環に関する施策について、その基本的理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するための基本法として、2014 年 4 月に議員立法により策定された法律。水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

メガソーラー

出力 1 MW (1,000kW) 以上の大規模な太陽光発電施設。建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

【や行】

有害化学物質

有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

【ら行】

レッドデータブック

「レッドリスト」に掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

「レッドリスト」とは、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

流域マネジメント

流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

【英数】

BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

COOL CHOICE 運動

2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取組である。

COP

締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

ESCO 事業

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO 事業導入による省エネルギー効果 (光熱水費の削減分) を ESCO 事業者が保証し、これが実現されなかった場合は、顧客が被る損失を ESCO 事業者が補填する契約を結ぶことが特徴。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Inter governmental Panel on Climate Change）。昭和 63 年に、国連環境計画（UN EP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

Facebook、LINE などがある。

ZEB

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となるビルのこと。

ZEH

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の頭文字をとったもの。